

特集

民生委員って、どんな人?



民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。

児童福祉法により児童委員も兼ねています。役割は、高齢者の見守り活動や子育て家庭への相談支援など、地域住民と福祉行政とをつなぐ役目を担っています。

交通費や通信費として活動費は支給されますが、報酬はありません。

増え続ける独り暮らしの高齢者の家庭訪問や児童虐待の早期発見など、民生委員に期待される役割は多様化しており、業務量は増加しています。

厚生労働省によりますと、民生委員1人当たりの訪問活動は年間165回に上り、ほぼ2日に1回の頻度となっています。負担感の重さもあって、民生委員を引き受ける人が少なくなっている現状です。

民生委員は地域住民からの相談内容が複雑多岐にわたることから、福祉や健康、労働など行政の各専門職との連携が欠かせません。

地域福祉の最前線を担う民生委員の役割について、十分に知らない住民もいるため、地域社会の協力を得られず、活動に支障が出ているケースもあります。

弥富市議会では今回、市民の皆様身近な相談相手である民生委員を知っていただき、その活動に理解を深めてもらうため特集を組みました。

地域委員会ってどんな取り組み?



民生委員会の定例会は毎月1回、68名の委員が一堂に集まり、市長、担当職員も含めて開催されています。

定例会とは別に、個々の意見や質問が出せるように、24年から年3回学区単位で「地域委員会」を開催しています。

これは弥富独自の取り組みです。些細なことでも意見が言えるので、重宝しています。

市民の皆様とともに!

基本的に、介護高齢課から依頼のある65歳以上の単身高齢者の対応をしています。

民生委員は児童委員も兼ねるのですが、子どもから64歳までの方の情報はないので、町内会に入り困った方がいないか積極的に働きかけ、地域の方に民生委員の知ってもらおうと活動しています。

自主防災会の中でも民生委員がお役に立てればと思っています。地域の課題と一緒に取り組みましょう。



弥富市議会厚生文教委員会と
民生委員の代表の方々と初の懇談会を開催しました。



民生委員に関するお問い合わせは・・・
市役所・介護高齢課 ☎65-1111 (内線172・173)